



若手にちょっと役立つマメ知識

第4回 出産・育児・海外留学のときに役立つ情報

新進会員活動委員会委員 伊藤 敬史 (56期)



1 はじめに

若手弁護士の中には、出産、育児、海外留学等で、弁護士業務をしばらくお休みするという方もいらっしゃると思います。そのようなときに一時的に弁護士登録を抹消するかどうかを迷うこともあるのではないかでしょうか？

実際には、弁護士登録を継続する方も、抹消する方もいらっしゃるようですが、それぞれのメリット、デメリットはどのような点にあるのでしょうか？

2 仕事の関係

■弁護士業務をできるか？

日常的に弁護士業務をするわけではなくても、多少は法律相談をしたり、弁護士名で原稿を書いたりと、弁護士としての仕事をする場合には、登録を継続する必要があります。このような仕事ができるという点は、登録を継続するメリットといえるでしょう。

■会務活動の義務を負うか？

出産、育児（主として1歳未満の子を対象）、留学により義務的会務活動ができない場合には、年度ごとに、所定の用紙で、会務活動義務の免除申請をすることができますので、この点は、登録を継続することのデメリットにはなりません。詳しくは、東弁事務局の会員課（TEL.03-3581-2203）にお問い合わせ下さい。

■弁護士の登録番号は変わるか？

産休・育休中や留学中に一度弁護士登録を抹消した場合、従前の登録番号を休止しておく制度はありませんので、再登録の際に新たな登録番号が付くことになります。この点を重視する方にとっては、登録を抹消することのデメリットになるでしょう。

3 お金の関係

■会費は減免されるか？

出産予定または出産後1年以内の女性会員は、原則出産日を基準に4か月の会費（東弁会費、日弁連会費、日弁連特別会費）の減免申請をることができます。ただし、新

会館臨時会費は減免ないし支払猶予の対象となりません。会費減免の期間、手続きなど、詳しくは、東弁事務局の経理課（TEL.03-3581-2208）にお問い合わせ下さい。なお、日弁連会費、日弁連特別会費の減免制度は、平成20年1月より新たに施行されたものです（平成19年9月1日以降に出産した会員に適用）。

他方、海外留学は会費の減免事由にはなりません。

《会費》平成20年4月現在

会員	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合計
56期以前の会員	18,500円	14,000円	5,600円	38,100円
57期会員	16,500円	14,000円	5,600円	36,100円
58期会員	14,000円	14,000円	5,600円	33,600円
59期会員	9,500円	14,000円	5,600円	29,100円
60期会員	5,000円	7,000円	5,600円	17,600円
外国特別会員	17,500円	13,550円	—	31,050円

*これ以外に、新会館臨時会費として、平成15年4月1日から平成19年3月31日までに入会した会員は原則として月額1万円、平成20年4月1日以降に入会した会員は原則として月額5,000円が徴収されます。

■再登録に費用がかかるか？

一度登録を抹消して、新たに弁護士登録をする場合、再登録のための費用がかかります。例えば、平成20年2月現在、日弁連の登録料が6万円、東弁の元会員が東弁に再入会する場合の入会金が1万5000円（東弁に新規入会する場合は3万円）、登録申請の際の印紙代が6万円で、合計13万5000円かかります。

したがって、一度登録を抹消して再登録をする場合、抹消期間中の会費の支払いは免れます、再登録の費用がかかるということは頭に入れておいた方がよいでしょう。

■福利厚生に影響があるか？

弁護士登録を抹消した場合、東京都弁護士国民健康保険組合（弁護士国保）、日本弁護士国民年金基金（年金基金）、弁護士会扱いの団体保険において、それぞれ加入資格を喪失し、脱退することになります。この点は、人によっては登録を抹消することのデメリットになるでしょう。

弁護士国保を脱退した場合、必要に応じて市区町村の国民健康保険などに加入することになるでしょうが、所得など

によっては、弁護士国保よりも保険料の負担が増える可能性があるので注意が必要です。もっとも、留学の場合、海外への転出届を出せば、国民健康保険は強制加入ではなくなるので、国民健康保険に入らないことも可能です。なお、弁護士国保では、出産育児一時金として35万円が支給されます（市区町村の国民健康保険でもほぼ同額の一時金が支給されます）。弁護士国保については、東京都弁護士国民健康保険組合（弁護士会館14階 TEL.03-3581-1096）にお問い合わせ下さい。

年金基金を脱退した場合、解約返戻金のような制度はなく、既払掛金は、国民年金基金連合会に移管して管理・運用が継続されて、受給年齢になってから納付期間に見合っ

た額の年金等が支給されます。なお、弁護士登録を抹消しても、引き続き国民年金の第1号被保険者であれば、住所地の地域型基金への特例加入はできます。年金基金については、日本弁護士国民年金基金（弁護士会館14階 TEL.03-3581-3739）にお問い合わせ下さい。

4 最後に

以上のような諸要素があり、どちらがお得かは、一概には言えないようです。皆様の体験などから、若手弁護士に参考になりそうな情報や提言がございましたら、新進会員活動委員会（担当事務局 会員課 TEL.03-3581-2203）までお教えいただければ幸いです。